

令和 7 年 12 月 10 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和 7 年 12 月 5 日付託分)

附属資料

健康医療局

目 次

ページ

- 1 事務処理の特例に関する条例 新旧対照表 1

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

| 改 正 | 現 行 |
|---|--|
| 第1条～第3条 (略) 別表 (第3条関係) | 第1条～第3条 (略) 別表 (第3条関係) |
| 1～33 (略) | 1～33 (略) |
| 34 栄養士法（昭和22年法律第245号。以下この項において「法」という。）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 (1) 法第4条第2項及び第4項、政令第5条第1項及び第2項並びに政令第6条第1項及び第2項の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類_____ _____ _____ _____ _____を交付すること。 | 34 栄養士法（昭和22年法律第245号。以下この項において「法」という。）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 (1) 法第4条第2項及び第4項、政令第5条第1項及び第2項並びに政令第6条第1項及び第2項の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類 <u>（法第4条第2項の規定により交付する書類にあっては、法第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設を卒業する見込みの者に係るもの）</u> を交付すること。 |
| 34の2～48 (略) | 34の2～48 (略) |
| 49 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この項において「法」という。）及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務 (1) (略) _____による届出に係るものにあっては、横浜市に限る。) | 49 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この項において「法」という。）及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務 (1) (略) _____ |
| 50～52 (略) | 50～52 (略) |
| 53 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において | 53 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において |

| 改 正 | | 現 行 | |
|---|----------|---|--------------------------------------|
| て「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）_____ | ケ崎市_____ | て「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）に基づく次の事務 (1)～(30) (略) (削除) | ケ崎市(左欄(31)及び(32)に掲げる事務にあっては、横浜市に限る。) |
| (削除) | | | |
| 54～66 (略) | (略) | 54～66 (略) | (略) |
| 67 栄養士法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 (1) 政令の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類（栄養士法第1条第1項に規定する栄養士及び同条第2項に規定する管理栄養士の免許に係るもの_____ | (略) | 67 栄養士法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 (1) 政令の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類（栄養士法第1条第1項に規定する栄養士及び同条第2項に規定する管理栄養士の免許に係るもの(政令第1条第1項の規定により提出する書類にあっては、同法第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設を卒業 | (略) |

| 改 正 | | 現 行 | |
|------------------------------|-----|---|-----|
| _____に限る。) を受理し、及び知事に送付すること。 | | する見込みの者に係るもの を除く。) に限る。) を受理し、及び知事に送付すること。 | |
| 68~160 (略) | (略) | 68~160 (略) | (略) |